

関税同盟でのトランジット輸送における課題

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

モスクワ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

はじめに.....	1
1. 保税輸送手続きおよび国際道路運送手帳(TIR カルネ) の利用.....	1
1.1.保税輸送の定義.....	1
1.2.保税輸送手続き用貨物の条件.....	1
1.3.国際道路運送手続き.....	2
2. ロシアにおける TIR カルネ適用を巡る状況の推移.....	3
2.1.ロシアにおける TIR カルネの実質的利用禁止に関する当初の出来事.....	3
2.2.連邦税関庁との訴訟とその後の出来事.....	3
2.3. 2013年12月1日以降のロシアにおける TIR カルネの適用状況.....	4
3. 通関支払い金額の保証の代替手段適用に関する連邦税関庁の実験.....	5
4. 現在の保税運送における保証手段.....	5

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地のコンサルティング事務所 DLA Piper Rus Limited に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび DLA Piper Rus Limited は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと DLA Piper Rus Limited がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail : OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所

E-mail : RSM@jetro.go.jp

JETRO

関税同盟でのトランジット輸送における課題

はじめに

本概要の目的は、関税同盟におけるトランジット手続きの際の国際道路運送手帳（TIR カルネ）の適用ならびに保税輸送の際の支払保証に関する諸問題を検討することである。

1. 保税輸送手続きおよび国際道路運送手帳(TIR カルネ) の利用

1.1.保税輸送の定義

保税輸送とは、税関手続きの1つである。同手続きに従って、貨物は税関の管理下で、関税同盟域内を（関税同盟域外国の領域経由を含む）、発送元の税関支署から仕向地の税関支署まで、関税や税金の支払い無しで、非関税規制および技術規則¹の措置を除く禁止および制限措置適用のもと輸送される。

特に保税輸送は、外国貨物を一つの国内税関支署（国際自動車通過地点の税関出張所）から他の税関支署（税関申告者が輸入貨物の通関手続きを行う場所）²まで輸送する場合に利用される。

1.2.保税輸送手続き用貨物の条件

関税同盟統一関税基本法には、保税輸送手続き用の貨物の義務的条件として、保税輸送の遵守を保証する手段を講ずるとする条件³が、関税同盟統一関税基本法第 216 条第 5 項で規定されている。

保税輸送の遵守を保証する手段には以下が含まれる⁴：

①関税、税金の支払い保証⁵

- 現金

輸送業者は、輸送貨物に対して支払いが必要な通関支払金額の全額を現金で払い込む必要がある。輸送貨物価格および適用される関税率、その他の税率に応じて支払う総額は、実際の幾つかのケースで当該貨物の課税価格の 50%にまで達することがある。

金銭額の計算と払い込みは同じく輸送作業ごとに行う必要があり、これは輸送業者には非常に不便なものである。

¹ 関税同盟統一関税基本法第 215 条

² 関税同盟統一関税基本法第 215 条第 2 項第 4 節

³ 関税同盟統一関税基本法第 216 条第 5 項

⁴ 関税同盟統一関税基本法第 217 条

⁵ 関税同盟統一関税基本法第 85 条

- 銀行保証

税関支署はロシア連邦税関庁が管理し、2012年10月19日付連邦税関庁命令第2117号で承認された登録簿に登録されている銀行や他の金融機関、保険会社が発行する銀行保証を受け付ける⁶。

現在、ロシアでの銀行保証料は非常に高額である。またロシアの銀行は通常、不動産または他の資産を担保にすることでのみ保証を発行する。結果として TIR カルネの代わりとしての銀行保証は、TIR カルネに基づく保証の輸送業者の費用と比較して10倍以上高額となる。

- 資産の担保

資産の担保は、税関支署と関税および税金の支払者との間で契約書を作成することで行われる⁷。実際には、税関支署はこの種の契約を締結しないため（その拒否理由を対外経済活動参加者に通知しない）、この保証方法は実際には適用されない。

- 保証契約

税関支署は通常の法人とは保証契約を締結しないが、その理由としてロシア政府により保証人への要求が承認されていないことを挙げている。

それにも関わらず、保証契約のメカニズムが利用されている。この種の契約締結の実例は多くなく、保証人の選定基準が不明瞭である。これはその選定基準が法律で設定されておらず、利害関係者まで知らされていないためである。

連邦税関庁との間で2012年12月10日付で締結された総合保証契約書第01-69/0041号の枠組みで業務する、保険会社「アーセナル (Arsenal)」の保証契約が知られている。

②税関輸送者のサービスの利用

保税運送では、税関輸送者が税関申告者となる場合、保税輸送の遵守に対する保証は要求されない。ただし、税関輸送者になり得るのは、関税同盟統一関税基本法第19条に規定された基準を満たし、通関支払金額の保証を提出し、税関輸送者登録簿に登録されたロシア、ベラルーシまたはカザフスタンの輸送会社だけである。関税同盟加盟国内に代表所を有さない外国の輸送会社は、税関輸送者のステータスを得ることができない。

1.3.国際道路運送手続き

国際道路運送手続きは、陸路での国際貨物輸送時の税関手続きを簡素化するためのものである。

国際道路運送手続きには、国際レベルで設定された、国際道路運送時の通関支払金額の統一保証メカニズムが含まれる。

国際道路運送手続きの適用時には、トランジットの保証について、国際道路運送業務に関連して違反が発見された国の関税法に従って、徴収されるべき関税、手数料、

⁶ 2010年11月27日付ロシア連邦法第311-FZ号「ロシア連邦の税関規制について」第141条

⁷ 2010年11月27日付ロシア連邦法第311-FZ号「ロシア連邦の税関規制について」第140条

ならびに遅延によるあらゆる利息の支払い義務を然るべき保証機関が負うことで解決される。

関税同盟統一関税基本法第 85 条第 2 項第 2 号および連邦法「ロシア連邦の税関規制について」第 137 条第 4 項に従って、関税、税金の支払いの保証は、とりわけロシアが加入する国際条約によって規定されている場合には提供されない。

この例外として、国際道路運送手帳（TIR カルネ）による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（以下、TIR 条約という）があり、この条約の当事者であるのがロシア、ベラルーシおよびカザフスタンである。

この様に国際道路運送手続きに従って輸送される貨物に対しては、保税輸送に際しての保証の要求は適用されない。

2. ロシアにおける TIR カルネ適用を巡る状況の推移

2.1. ロシアにおける TIR カルネの実質的利用禁止に関する当初の出来事

2013 年 7 月 4 日、ロシア連邦税関庁は書簡第 01-11/28474 号「TIR カルネ適用の国際運送について」を発出した。この書簡によって、2013 年 8 月 14 日から TIR カルネの適用の変更が計画された。連邦税関庁が本書簡で TIR カルネへの追加として保税輸送に際しての他の方法による保証の提出を求めていたため、TIR カルネの使用は実質的に全く意味を失った。

ビジネス界と国際機関によるロシア経済発展省への申し立て後、TIR カルネの「廃止」は 2013 年 9 月 14 日まで延期された。

連邦税関庁は 2013 年 9 月 13 日付書簡第 01-11/40499 号に基づき、2013 年 9 月 14 日からシベリアおよび極東税関局の管轄下にある税関支署で、同書簡に基づく特定された措置の実現を確保する指示を出した。

連邦税関庁は 2013 年 9 月 23 日付書簡第 01-11/41921 号に基づき、2013 年 9 月 24 日からウラル税関局の管轄下にある税関支署でも、同書簡に基づく特定された措置の実現を確保する指示を出した。

2.2. 連邦税関庁との訴訟とその後の出来事

連邦税関庁の行為に対して、TIR 条約に基づくロシアにおける保証機関である国際道路輸送協会（アスマップ）は、連邦税関庁の前述の書簡とその行為が違法で、無効であることの承認を求めて、連邦最高商事裁判所に提訴した。

2013 年 10 月 14 日付の最高商事裁判所の訴訟判決第 VAS-11682/2013 号により、連邦税関庁の前述のすべての書簡は違法であるとされた。同裁判所は、連邦税関庁の行為は国際法ならびに関税同盟の法律、ロシア連邦法の一連の規定に矛盾し（ロシア連邦が自身に引き受けたコミットメントに反し）、TIR カルネの利用者の権利と利益を侵害するものであることを認めた。

しかし、連邦税関庁の書簡を無効と認める最高商事裁判所の判決が下されたにも関わらず、連邦税関庁の幹部は、取り消された書簡と同類の要求を含む 2013 年 10 月 14 日付書簡に署名し、その履行のために同書簡を税関支署に発出した。⁸

2013 年 10 月 22 日、TIR 適用の禁止措置が北コーカサス地域にも拡大された。2013 年 10 月 28 日、同措置は南税関局の管轄下にある税関支署、ならびにシェレメチェボ空港、ドモジェドボ空港、プスコボ空港の税関に拡大された。北西税関局の管轄下にある税関支署では 2013 年 11 月 19 日から同措置の適用が開始されている。

連邦税関庁は同時に、アスマップと締結している契約を 2013 年 12 月 1 日から解消する旨を通知している。しかし、連邦税関庁は 2013 年 12 月初めにアスマップと締結している契約の解消時期を、2013 年 12 月 1 日から 2014 年 7 月 1 日に延期している。

2.3. 2013 年 12 月 1 日以降のロシアにおける TIR カルネの適用状況

2013 年 12 月 1 日から、2013 年 10 月 14 日付の連邦税関庁書簡に基づく措置の実施がロシア全域で計画された。

2013 年 12 月 2 日、連邦税関庁の公式サイトに以下の情報が掲示された。

「2013 年 12 月 1 日から... 保証としての TIR カルネの適用は、北西税関局のブイボルグ、カレリアおよびムルマンスク税関の活動地域で輸入される貨物通過時に可能となる」。⁹

アスマップとの保証に関する契約の解消に関する 2013 年 8 月 28 日付での連邦税関庁の決定を違法と認めることを求めて、アスマップはモスクワ市商事裁判所へ訴訟を提起した（2013 年 11 月 5 日付事件番号第 A40-154965/2013 号）。2014 年 2 月 14 日、同裁判所は請求を却下した。

また、国際道路輸送連合（IRU）の監理委員会は 2013 年 10 月 3 日および 2014 年 2 月 6 日に開催した定例会議で連邦税関庁の行為を TIR 条約（特に第 3, 4, 6, 42-bis および 49 条）に矛盾しており、ロシアが負う国際義務に違反するものであることを認めた。

2014 年 2 月 19 日、IRU は、もし連邦税関庁が自らの違法行為を停止しない場合、ロシア領内での TIR カルネに基づく国際道路運送停止の可能性のあることをウラジミール・プーチン大統領に報告した。

モスクワ市商事裁判所はさらに連邦税関庁に対する名誉と尊厳の保護に関するアスマップの訴訟（事件番号第 A40-134939/2013 号）の請求を容認する判決を下した。同訴訟は連邦予算に対するアスマップの巨額な負債に関する情報の流布に関するものである。反駁の一つとして同裁判所は連邦税関庁に以下の情報を掲示することを命じた：「アスマップが負った予算への金銭の振込みの義務を履行していないとする情報は事実と反する」。しかし、同裁判所の判決にも関わらず前述の情報の反駁は公表されていない。

2014 年 2 月 24 日、最高商事裁判所は 2013 年 10 月に発出された連邦税関庁の書簡への反論に関するアスマップの新たな請求について審議した。同裁判所は連邦税関

⁸ 2013 年 10 月 14 日付連邦税関庁書簡第 01-11/45617 号および 2013 年 10 月 14 日付連邦税関庁書簡第 01-11/45600 号

⁹ http://www.customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=18581:2013-12-02-10-32-37&catid=40:2011-01-24-15-02-45&Itemid=2055

庁の書簡、2013年10月14日付第01-11/45617号、2013年10月14日付第01-11/45603号、2013年10月18日付第01-11/46696号、2013年10月25日付第01-11/47932号を、1996年5月23日付大統領令第763号「ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府の決定およびロシア連邦執行機関の法規則の公表と効力発生の手順について」に反するものとして無効と見なす判決を行っている。

最高商事裁判所の決定は即時に効力を発し、履行されなければならない。しかし、実際には税関での対応状況には変化はなく、前述の3カ所の税関支署以外のロシア全域で、保証としてのTIRカルネを受け付けていない。

3. 通関支払い金額の保証の代替手段適用に関する連邦税関庁の実験

2013年10月31日付連邦税関庁指令に基づき、連邦税関庁は個別法人からの保税輸送の際の保証支払いの必要性を免除する実験を2013年11月1日から2014年1月31日にかけて行った。

同指令により、輸送会社が支払い保証の提出から免除される基準が設定された。同基準の一つに輸送会社の発起人がロシアの法人か個人であることがある。

従って、ロシアに支社を有する最大手の国際輸送会社でもこの基準には該当しない。

2013年12月19日にサンクトペテルブルグで行われた北西税関局局長のブリーフィングで、北西地域での実験の最初の成果の総括が行なわれた。全体として、実験は税関支署側からも、ビジネス側からも成功であったと認められたが、後者からは保税運送の際の保証の代替方法に対して全般的な満足感が表明され、個別の提案が出された。

ただし、ビジネス側は、現時点では保証の代替手段は多くの場合、TIRカルネと比較してより高額なものとなることは残念である旨を表明している。同時にビジネス界代表者は、最大手の信頼ある国際輸送会社で、ロシアに支社を有する企業でさえも、同実験には参加できないことに懸念を表明している。

4. 現在の保税運送における保証手段

前述で指摘したように、保税輸送の際の保証の代替方法の大部分は実際には適用されない、または税関申告者には非常に不利なものとなっている。

実際に、保税運送の際に数少ない保証方法の一つとなっているのが「保証契約」の利用である。しかし、保証契約締結に際しての費用の高さを理由に、対外経済活動への参加者側からは批判の声が出ている。

TIRカルネの価格は1,900ルーブル（1ルーブル＝約2.9円）以内であった。連邦税関庁によると、保険会社「アーセナル（Arsenal）」による保証契約サービスは1,500ルーブルとなる計算である¹⁰。また、1,500ルーブルの手数料を追加徴収する仲介業者（アーセナルのエージェント）が登場していることも知られている（総計として、保証契約の価格は最低でも3,000ルーブルとなる）。

¹⁰ <http://sztu.customs.ru/attachments/article/19638/Пресс-бюллетень №8-2013.doc>

この様に TIR カルネの適用がロシア国内で実質的に禁止されていることに関連して、保税輸送に際しての手ごろな値段で輸送業者に便利な保証方法が現在ところはない。

しかしながら、前述の訴訟やアスマップが継続的に行っている活動を考慮すると、利害関係を持つビジネス界の支援で TIR 条約の違反は停止されるとの期待がある。